

第 1 7 次東京都消費生活対策審議会
第 4 回総会
議事録

平成 1 4 年 7 月 5 日 (金)

第一本庁舎 42 階 特別会議室 A

午後 1 時 30 分開会

消費生活部長 大変お待たせをいたしました。本日は、委員の皆様には、お忙しい中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから第17次東京都消費生活対策審議会第4回総会を開会させていただきます。

本審議会の事務局を担当いたしております生活文化局消費生活部長の中澤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまご出席をいただいております委員の方は19名、委任状が4通ございます。東京都消費生活対策審議会運営要綱第6に定めております委員総数の半数以上の出席という総会開会に必要な定足数に達しておりますので、ご報告を申し上げます。

それでは、会長、よろしくお願い申し上げます。

島田会長 ただいま消費生活部長からご報告がありましたとおり、総会開会に必要な定足数に達しておりますので、消費生活対策審議会第4回総会を開会いたします。

審議に入ります前に、一言ご挨拶申し上げます。

当審議会は、昭和60年（1985年）以降、経済社会情勢の変化に対応する消費者行政のあり方につきまして審議・検討してまいりました。また、東京都は、昭和50年（1975年）に消費生活条例を制定し、条例に基づく消費者行政を展開してまいりました。当審議会は、必要に応じて条例改正を提言してまいりました。最近では、当審議会は、第16次におきまして、平成10年（1998年）から、市場メカニズム重視社会における消費者行政のあり方を審議・検討し、平成12年（2000年）12月に答申を公表いたしました。

引き続きまして、今次第17次の当審議会は、昨年12月に前次答申を踏まえまして、不適正取引行為防止の強化策を中心とする条例改正を提言しております。ご存じのように、東京都の積極的な対応を得ることができ、消費者生活条例は無事改正されました。この7月1日から施行されております。

なお、最近の東京都の消費者行政の動きは、国の施策にも影響を及ぼしているようにも見受けられますし、マスコミに取り上げられる頻度も増えているように思われます。他の自治体への影響も少なくありません。この場を借りまして、改正条例の積極的運営を都に要望しておきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

現在のわが国は、明治維新时期、第2次大戦後の戦後改革に匹敵する第三の法制改革にあるとすることができます。規制改革、行政改革、司法改革と、一連の諸改革が進行中でご

ざいます。社会運営の仕方が大きく変わりつつあります。また、他方におきまして、長引く不況を背景に、消費者被害は減少せず、むしろ増え続けております。深刻な問題も発生しているわけでありまして、さらに、消費者問題の多様化・複雑化も進行しております。このような現況を直視し、消費者の権利実現の方策を考え出し、可及的速やかに、実効的な施策を実施していかなければならない状況でございます。したがって、当審議会が取り組まなければならない課題は山積しているわけでございます。委員の皆様のご協力を得て当審議会の運営に当たってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単でございますけれども、私の挨拶とさせていただきます。

それでは、お手元の会議次第に従いまして、議事を進めてまいります。

まずは、前回の総会以降、交代された委員につきまして、事務局からご紹介願います。

消費生活部長 それでは、ご紹介をさせていただきます。

平成14年5月20日付で、東京商工会議所産業政策部長でいらっしゃいました小林正美委員が人事異動の都合上、委員を辞退されました。小林委員の後任でいらっしゃいます原田平産業政策部長が委員として就任をされました。本日はご欠席でございます。

続きまして、諮問を行わせていただきたいと思います。

知事は、多用により欠席でございますので、生活文化局長から会長にお渡しをさせていただきますと思っております。

(諮問文手交)

島田会長 それでは、ただいまお受けいたしました諮問を事務局から読み上げていただきたいと思います。諮問文の写しは、あらかじめ配付してありますので、どうぞご覧ください。よろしくお願いいたします。

調整担当課長 それでは、資料2をご覧くださいと存じます。読ませていただきます。

14生消生企第134号

東京都消費生活対策審議会

東京都消費生活条例第45条第1項の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

平成14年7月5日

東京都知事 石原 慎 太 郎

記

社会経済状況の変化に対応した消費者被害救済のための新たな仕組みづくりについて

以上でございます。

島田会長 ありがとうございます。ここで、生活文化局長からご挨拶をいただきたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

生活文化局長 皆さん、こんにちは。生活文化局長の高橋でございます。

本日は、大変お忙しい中を審議会総会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

昨年は、東京都消費生活条例、規則等の改正について、精力的にご審議をいただきました。おかげをもちまして、本年の第1回都議会定例会におきまして、一部改正条例が成立いたしました。この7月1日に施行されたところでございます。条例改正におきましては、全国に先駆けて迷惑メールを規制するなど、不適正な取引行為の禁止規定を強化するとともに、悪質な事業者について勧告、公表する手続を迅速化いたしました。この改正の内容は、消費者を取り巻く環境の変化に的確に対応し、全国の消費者行政をリードするものと考えております。会長からもお話がございましたが、今後、改正条例を十分に活用し、21世紀型消費者行政の展開を図る決意でございます。これも委員の皆様の熱心なご審議の賜物と、心から御礼を申し上げます。

また、ただいま社会経済状況の変化に対応した消費者被害救済のための新たな仕組みづくりについて諮問をさせていただきました。申すまでもなく、迅速・的確に消費者被害の救済を図ることは、消費者行政の大きな課題であります。東京都消費生活条例においては、消費者の不当に受けた被害から、公正かつ速やかに救済される権利を明示しており、都は、消費生活相談における苦情処理や事業指導などにより、消費者被害の救済に大きな役割を果たしてまいりました。しかし、消費者問題の現状について見ると、規制緩和や経済社会のグローバル化などを背景に、商品サービスの多様化、複雑化が進み、悪質巧妙な取引の横行などにより、消費者被害の増加、深刻化が見られます。消費者が安心して行動するためには、被害を受けたとき、適切に救済を受けられるセーフティネットの充実・強化が不可欠であります。

現在、BSE問題に端を発した食品の偽装表示や、未承認の食品添加物の使用などによ

り、食品の安全性や表示に対する消費者の信頼も大きく揺らいでおります。消費生活における都民のさまざまな不安を解消するためには、消費者、事業者、行政が連携して、消費者が困ったとき、安心して利用することができる仕組みを整えることが必要であります。この仕組みづくりにおきまして、行政の責務は大変重いものであると受けとめております。都民の暮らしを守るため、委員の皆様には引き続きお力添えをお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

島田会長 ありがとうございます。続きまして、諮問事項の趣旨説明を事務局からお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

調整担当課長 お配りしてございます資料2の2枚目に諮問の趣旨が載せてございます。「諮問の趣旨」を読み上げまして、ご説明申し上げます。

社会経済状況の変化に伴い、商品及びサービスの多様化・複雑化と相まって、新たな取引形態の出現も加わり、都内の消費生活センターに寄せられる消費者トラブルに関する相談は、ますます増加し深刻化している。

また、規制緩和による市場メカニズム重視社会への移行が進む中で、消費者・事業者双方に自己責任を求めることができるよう、個別法の強化、民事ルールの整備が行われているが、それらの実効性を確保するために、裁判外紛争処理機能の充実・強化が要請されている。

現在、司法制度改革の検討の中で、裁判制度を補完するものとして、裁判外紛争処理（ADR）の拡充・活性化が議論されている。一方、消費者被害救済のあり方を含めて、消費者保護基本法の抜本的改正を図る動きもあり、これらも視野に入れながら、都としての対策を検討することが求められている。

都は、消費者支援行政として、消費生活総合センターを中心に消費者被害の解決を図ってきた。先般、第17次東京都消費生活対策審議会の答申を受けて、消費生活相談や東京都消費者被害救済委員会の機能の充実・強化等を図る東京都消費生活条例の改正を行ったところであるが、審議会は、消費者被害救済のあり方について、さらに検討が必要であると提言している。

今後、都民がより適切かつ迅速に被害救済を受けられるよう、他の機関との連携も含めて、都の役割を見直し、効果的・効率的方策についての課題を検討して、実効性ある新たな仕組みを構築することが必要と考える。このため、社会経済状況の変化に対応した消費者被害の救済のあり方、そのための新たな仕組みづくりについて諮問する

ものである。

以上のとおりでございます。

島田会長 ありがとうございます。それでは、先ほど生活文化局長からいただきました諮問事項の審議の進め方につきましてお諮りしたいと思います。

今回の諮問につきましても、被害救済に関する専門事項を何回か審議を重ねる必要がございます。そのため、総会の場で全員の審議を重ねるという方法はなかなか難しいと思われれます。そこで、条例第45条第9項によりまして部会を設置し、部会が中心となって審議を行ってはいかがかと思えます。したがって、部会の設置、部会長及び部会委員の指名についてお諮りしたいと思います。

一方、審議会運営要綱第7の6には、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる」という規定もございますが、この規定にはよらずに、これまでのように部会からご報告をいただき、最終結論は総会で決定するという進め方にしたらいかがかと考えます。

以上、部会を設置して審議を重ねるとする方法等につきまして、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。いかがでございましょうか。

加藤委員 そのようで結構だと思うのですが、その部会決議で可とするところを、あえて総会に諮るということは、それだけの大事な案件であるということと認識いたしますが、一番最後にだけお諮りいただくというよりは、途中で一回簡単にご報告でもいただけたほうが、部会委員以外の人のご協力がよりできるのではないかと存じますが、いかがでしょうか。結局、その辺の運行の仕方ですね。

島田会長 私の認識におきましても、やはり総会中心であるという考え方は持続したいというふうに考えておりますので、単に形式的に最後に総会でご意見を聞くというよりも、やはり事前に中間的取りまとめを全委員にお諮りして、実質的に意見を反映して最終的な結論を出すというふうに考えておりますが、事務局、何かございますでしょうか。

調整担当課長 事務局のほうで今考えておりますスケジュールをご説明したいと思えますが、そのように総会で途中で十分ご意見をいただくような形にしたいと考えております。

島田会長 よろしゅうございましょうか。

加藤委員 結構です。

島田会長 ほかにご意見ございますでしょうか。

鈴木委員 これはどのぐらいのスケジュールのスパンで……。それを教えてください。

調整担当課長 では、今考えております審議のスケジュールを配らせていただきますので、それで今考えております、お願いしたい審議のスケジュールをご説明したいと思いません。

(「審議スケジュール」配付)

島田会長 当然のように、事務局はそれなりにどの期間でどのぐらいにということを用意しておりますので、事前に私が聞いている限りでは、後ほど詳しい説明があるというふうに聞いていたのですけれども、あらかじめご承知おきいただいたほうがよろしいかと思いませんので。

ただいま審議スケジュールを、あくまでも予定でございますけれども、配付しております。よろしいですか。ただいま事務局に配付していただきました審議スケジュール、これは後ほど配付予定のものでございますので、部会が記載されておりますが、まだ正式には部会設置を了承していただいておりますので、あくまでもこれは予定というおつもりでご覧になっていただけたらと思います。簡単にスケジュールを、部会の回数等は除きまして、大体いつごろ中間報告で、いつごろ最終報告かというあたりをご説明願います。

調整担当課長 それでは、一番上のボックスをご覧いただきたいと思いません。今お願いしたいというふうに考えておりますのが、これからご審議をいただきまして、来年4月ごろに中間報告をいただきたいということで、来年6月を目途に最終的な答申をいただきたいというスケジュールの案をここに記載してございます。それで、もちろん中間報告で総会のご意見を聞くということもありますし、またこれから4月まで期間がございますので、その間に、11月ぐらいに1回総会を設けまして、ここでもご審議いただけたらというふうに考えてございます。

島田会長 そういうことでございます。よろしゅうございましょうか。

それでは、部会の設置をお諮りしている最中でございまして、まだお認めいただいておりますので、手続を進めたいと思いません。先ほど申しましたように、総会中心で審議するという点については変わりございませんけれども、具体的な審議等は部会を設置し、部会でご検討願うという方式を先ほど提案したわけでございますけれども、このような方式で審議を進めることにご賛成いただけますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

島田会長 それでは、部会を設置して審議を進めることといたします。

設置する部会と、その名称等につきまして審議をお願いしたいと存じますが、これにつ

きまして、事務局から腹案があるようでございますので、ご提案お願いいたします。

消費生活部長 ご提案申し上げます。部会といたしましては、被害救済部会を設置としてはどうかということをお願いしたいと思っております。

島田会長 ただいま消費生活部長からご提案がございましたように、部会を設置する。その部会の名称をわかりやすく被害救済部会とし、その部会を設置するという案でございます。ご意見等がございましたら、ご発言お願いいたします。いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

島田会長 それでは、お認めいただいたということにさせていただきます、今回の諮問事項につきまして、ただいまご説明申し上げました被害救済部会を設けるということにさせていただきますと思います。

続きまして、部会に所属していただく委員及び部会長の選任に移りたいと思っております。審議会運営要綱第7の1及び2により、各部長及び部会の委員につきましては、会長が指名するということになっております。私のほうで考えさせていただきました部会委員名簿の案を配付させていただきますので、ご覧いただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

(「部会名簿案」配付)

島田会長 よろしゅうございますか。配付、終わりましたでしょうか。

それでは、お手元に「第17次東京都消費生活対策審議会委員部会名簿(案)被害救済部会」という1枚のペーパーが配付されたと思いますが、ここに出ておられる委員8名の方、さらには専門委員として細川委員、町村委員にも部会の審議に加わっていただきたいというのが原案でございます。

また、部会長は、規定によりますと、会長が指名することとなっております。できましたら、松本委員にお引き受けいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。まず、これは、先ほど言いましたように、規定上は会長が指名することですので、ご了承いただきたい。さらには、松本委員にはお引き受けいただきたいということでございますが、松本委員、よろしゅうございましょうか。

松本委員 はい。

島田会長 ありがとうございます。皆様のご専門や経験、その他を配慮してつくった案でございます。もう一度ご了承いただきたいと思うのですが、よろしゅうございましょうか。

か。

(「はい」の声あり)

島田会長 それでは、ご了承いただいたということにさせていただきます。部会長及び部会委員におきまして、以上のようにいたしますので、各委員の皆様、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

ここで検討スケジュールの説明が予定されているわけですが、先ほどの説明につけ加えることがございますでしょうか。事務局、よろしく願いいたします。

調整担当課長 失礼いたしました。先ほどお配りしました審議スケジュールでございますが、ご説明したとおり、総会をお願いできればということと、それに並行して部会の審議を、ここに各月1回程度というふうに書いてございますが、あくまで目安でございます。部会でのご審議をお願いしたいというふうに考えております。

あと、そのペーパーの下に二つのボックスがございますが、この審議に並行いたしまして、都の相談対応や他機関の実態調査、意向調査など調査を進めまして、そのデータ等を随時審議に生かしていただきたいというふうに考えております。

それから、下のほうには、ご参考までに、諮問の趣旨で申し上げましたが、いろいろな国民生活審議会、司法制度改革というような検討というものも十分踏まえましてご審議いただきましたらということで、今把握しておりますスケジュールも並行して書かせていただきました。以上でございます。

島田会長 ありがとうございます。ただいまのスケジュール等につきまして、何かご質問ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、部会の委員の方々、専門委員の方々、大変とは思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

なお、本日決まりました部会構成等につきまして、本日欠席の方々には事務局を通じてしかるべくご連絡をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

それでは、ここで松本部会長から一言、抱負・決意表明など、ご発言をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

松本委員 部会長をご指名を受けました松本でございます。昨年、条例及び規則の改正を審議いたしました基本問題部会の中におきまして、何人かの委員の方から、消費生活センターにおける相談のあり方、さらには、被害救済委員会のあり方について意見が出されましたが、条例改正の当初の予定の範囲を若干超えるというところもありましたので、そ

のような点については将来の課題としていわば先送りをしていたというようなところがあって、そのツケが約半年後に回ってきたということになります。そのように内部からの議論としても必要な議論として出てきたわけですが、さらに、先ほどもご指摘ありましたように、政府レベルにおけるADR（裁判外紛争処理）の全体についての新たな動き、さらには国際的な場でも、国際標準化機構（ISO）におきまして、現在、企業の個別の消費者からの苦情の対応についての国際規格づくりがほぼ最終段階にきておりますが、その延長上に、業界が中心となってつくった業界型ADRについても国際的な標準化を行おうという提案がなされておまして、恐らく、いずれ動き出すだろうと思われまます。そのように、東京都においても、国においても、国際的な場においても、紛争解決、消費者の苦情処理というのは大きな問題となっております。そういうことで、部会の委員になった方々のご協力を得て、鋭意審議を行いたいと思います。

島田会長 ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

そのほか諮問事項に関してご質問やご意見がごありかと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。ご発言、お願いいたします。

曽根委員 諮問された内容については、大変タイムリーであるし、また、今一番大事なところかなというふうに私も思います。昨年の条例改正に至るここでの審議でも、条例の中身としては、やはり消費者被害の実態に即して、迅速かつ的確な都としての対応ができるようにということだと思っておりますけれども、それが実施されるためには、そのためのシステムがきちんとしていなければならない。これは、誰が考えても当然だと思っております。

その上で、これは東京都のほうの主になりますけれども、私、ぜひお願いしておきたいのは、この諮問を受けて検討していくに当たって、先ほど調査をしてデータを提供していただくという話があったので、私が一番気になっているのが、やはり相談に来られる区市町村もあるでしょうし、東京都もある。国のほうに直接行く場合もあるでしょう。メーカーに行く場合もある。それで、どういう場合にどこに相談に行くというふうになっているのか。被害を受けたと考えた消費者が相談に行く相手をどういうふうを選ぶのか。もしくは、相談に行く人というのはごく限られた部分ではないかというふうに先日担当者の方からお聞きしたのですが、数%か、もしくは1%、コンマ以下かもしれない。それは氷山の一角であると。それ以外の方は、かなりの部分が泣き寝入りというか、大して相談しないまま終わっている可能性もあるのではないかと。そういう人たちも含めて、被害の実態をつかみ、救済していくためには、相談に来られた方が、どういう動機で、どういう理由でど

こを選んで来たのかということをよくつかんでいただきたいのと、それから、東京都なり区市町村なり、行政の窓口相談に来た方が、それで満足したのか、満足できる結果となったのか。それとも、多少不満を持ったまま終わりになったのか。これは、行政の側は窓口の側にいますのでなかなか難しい面もあるかと思いますが、これは個々の職員やセンターの窓口の方の努力の問題とは別に、システムの上で相談をこなし切れているのかどうかという問題として、客観的なデータをぜひ提供いただければと。そうすると、大体見えてくるものがあるのではないかというふうに私は思っているんです。

それからもう一つですが、最終的に中間まとめや何かで私たち議員もぜひいろいろ意見も言わせていただきたいと思うのですが、これまでの経緯を言うと、過ぎてしまったことについてあれこれ言うことになりませんが、全体としては消費者相談は区市町村にということで、法律の上でも流れがなったと思うんです。だけど、今の被害というのは、やはり時代が変わってきたといいますが、いわば消費者被害を与える企業というのが、いかがわしい企業というよりは、非常に名の通った、その分野でいえば最大手のメーカーや流通の企業がとんでもないことをしでかすという事態が現に起こっているわけなので、そういう意味では、より広域的であり、消費者の側は非常に弱い立場になりかねないという点でも、東京都の役割が、もしくは国に対しても、責任の問題というのが相当大きくなっているのではないかと。したがって、今までは地方分権といいますが、区市町村にシフトしてきた消費者相談・被害救済ですけれども、もう一度現状の被害の実態や相談の実態に合わせて、今までのことに余りとらわれずに、これから今の現実はどう対処するかという方向で被害救済のあり方を考えていただきたいという点も併せてお願いをしておければと思います。これは、ぜひいい結果を出していただいて、ぜひとも意見をまた言わせていただきたいと思います。以上です。

島田会長 ありがとうございます。調査・審議に当たった要望ということであろうかと思いますが、事務局、場合によっては松本部長、何かございましたら。ご要望を伺っておくということでよろしゅうございましょうか。

曾根委員 はい、結構です。

島田会長 ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

鍋島委員 私が聞いたところによると、被害救済委員会は、去年の平成13年のときに案外開いて、解決しているのがあるという話をちょっと聞いたんです。ただ、これの31ページを見ると13年度は2件しか書いていないのですが、何回かお開きになって解決していた

という、4～5件のような気もしたんですけど、それは間違いでしょうか。私の勘違いか何かなんでしょうか。

消費生活総合センター所長 センターの所長でございますけれども、私のほうからお答えさせていただきます。

今、ご指摘がありました点につきましては、12年度からの継続案件が2件ございました。それから、13年度におきまして新たに2件付託いたしまして、昨年度は合計4件解決しているというのが現状でございます。以上でございます。

鍋島委員 ありがとうございます。

島田会長 ほかに。よろしゅうございましょうか。

それでは、ただいま貴重なご発言、まことにありがとうございます。今後、部会での審議、さらには調査の際に参考としていただきたいと思います。どうぞよろしく願います。

以上をもちまして、本日予定されております審議事項は終了でございますけれども、続きまして、事務局からの報告事項といたしまして、7月1日より施行しております消費生活条例及び施行規則の改正の経緯と、今後の消費者行政の展開の概要についてご説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願います。

企画調整課長 それでは、私から条例及び規則の改正の経緯、また、4月から新たな体制で私どもが臨んでおります消費者行政の現状について、ご報告を申し上げたいと思いません。

昨年12月21日に答申をいただきまして、私どもは条例本文、また、規則の策定作業に着手をいたしました。都議会第1回定例会に条例改正案を提出をさせていただきまして、この議会のご審議の中では代表質問に取り上げていただいたり、また、文教委員会での大変ご熱心な審議をいただきまして、3月28日に提出案どおり消費生活条例の改正が議決をされました。3月29日に公布をいたしまして、それ以降、私どもは、ちょうどお手元に資料の4番目になりますが、このような消費生活条例のパンフレットをつくらせていただきました。この見開きの中側に条例本文が全文入っておりますけれども、これを使いまして、区市町村の消費者行政、また、各事業者の方々、それから消費者団体、あるいは消費者個人ということで説明会を5月、6月と重ねてまいっております。それぞれの所管のところに、この条例の改正の趣旨について、いろいろなお話をさせてきていただいているというところでございます。

併せまして、資料3に戻りますけれども、6月1日号の「広報東京都」のトップページに、私どもの条例改正のねらいというところと、また、それを受けて、どのような形で消費者行政として取り組んでいくかということについて、都民全体に広報させていただいております。4月に消費生活部、消費生活総合センター一体となりまして、新しい組織体制によりまして事業を開始いたしております。

この間やってまいりました主なことということでございますが、まず、不適正取引に対する悪質事業者への指導ということで特別機動調査担当を新たに設置をいたしまして、昨年からは事業者名の公表等、いろいろ踏み込んだ事業者指導を行ってきておりますが、4月には外国語教室の事業者に対する指導、それから、5月には住宅リフォーム業者に対する指導というようなことで、これはお手元の一番最後に別に参考資料1から7ということで、この間、プレス発表などをして私どもがいろいろ取り組んでまいりました内容につきまして掲げてございますが、この後ろのほうに、今申しました不適正取引につきましてのプレス発表の資料をつけさせていただいております。

また、ご承知のとおり、本年2月から、雪印食品を端著といたしました食品表示偽装事件が起こりまして、これにつきましては、別に所管課長から詳しくご説明を申し上げますが、この食品の表示に対するいろいろな緊急の調査、あるいは立入検査というようなことを実施をまいりました。これにつきましても、プレス発表資料をつけさせていただいております。

また、被害救済につきましては、先ほど鍋島委員からご質問がございましたが、昨年からは複数部会を並行して運営をするというようなことで、審理期間の短縮化に努めているところでございます。また、単位価格表示につきましてもパンフレットをつくらせていただいております。先ほどの条例文の後ろに「見えますか？ 単位価格表示」というパンフレットをつくっておりますが、こういったものを使いまして、特に現在、計量検定所の秤の關係のいろいろな立入検査をスーパーに行っているところでございますが、その計量検定所を連携をいたしまして、検定の立入調査の中で単位価格表示の趣旨を徹底し、また、簡易な調査もしていただくというようなことで、単位価格表示についても見直しを進めているところでございます。

こういったいろいろな形を使いまして、特に消費者行政全体で連携をとりまして、この7月1日施行されました条例の趣旨を徹底するというところで活動を進めさせていただいております。今後ともどうぞよろしくお願いたします。

島田会長 ありがとうございます。もう一つ、報告がございますので、ご質問につきましては、後ほどまとめてお受けしたいと思います。

つづいて、報告「食品の安全・安心確保に関する都の取組みについて」、生活文化局消費生活部生活安全課長よりご報告がございます。よろしくお願いいたします。

生活安全課長 生活安全課長の鈴木でございます。座って説明させていただきたいと思っています。

食品の安全・安心確保に関する都の取組みにつきまして、資料6によりご説明させていただきます。この資料は3ページとなっておりますが、1ページは東京都の取組みの概要となっております。2ページと3ページについては、国の取組みと対比いたしまして、都の取組みを整理してございます。

まず、都の食品の安全・安心問題に対する基本的な考え方と取組みの方向性でございますが、資料の冒頭でございますように、BSEの発生、牛肉偽装表示をはじめとする、さまざまな食品の偽装事件、輸入農産物の残留農薬問題、指定外添加物問題など、食品に関連する一連の不祥事が続き、都民の食品安全に対する不安・不信感は非常に高まっている。そういう認識のもとに、東京都といたしましては、食品の安全確保は都政の最重要課題の一つであり、顕在化している食品の安全・安心問題に対して、東京都における食品安全確保に係る基本方針に基づき、消費者の視点から、各局連携を図りながら対策を進めていきたいというふうに考えております。

また、顕在化した具体的な課題に対する今後の対策につきましては、現在、食品安全行政連絡会議で総合的に議論を進めているところでございますが、本日は、この間、特に大きな問題となりましたBSE問題と食品偽装表示の問題について、これまでの取組みの状況等、今後の考え方についてご説明したいと思います。

この問題につきましては、国の取組みと対比しながらご覧いただいたほうがわかりやすいと存じますので、2ページをご覧いただきたいと思います。この資料は、顕在化した問題に対しまして、対応の状況と今後の課題、そして、それへの対応・方針を国と東京都と分けて整理してございます。

それでは、BSE問題についてでございますけれども、日本では発生しないと考えられていたBSEが発生してしまいました。また、昨年9月10日、BSEが疑われる牛が発見されて、その後の国の対応は大変に混乱いたしました。こういった状況を踏まえて、農林水産省と厚生労働省は、BSE発生後、それぞれに安全対策を打ち出し、食用牛の全頭ス

クリーニング検査を実施、牛の肉骨粉の使用禁止などの対策をとりました。さらに12月には、スクリーニング検査実施前の牛肉について国が買い上げることといたしました。ちなみに、雪印食品の牛肉偽装事件は、この事業で国に買い上げてもらう際に虚偽の申告をしたというものでございます。

次の事項ですが、先月6月7日には、BSEの特別措置法を制定いたしまして、全頭スクリーニング検査など、これまでの対策に法的根拠を与え、さらに、BSE発生時に、農林水産大臣と厚生労働大臣は、国並びに都道府県が取るべき措置に関する基本計画を策定するということが義務づけられました。

今後の課題ですけれども、今回のBSEの発生で明確となった課題につきましては、国のBSE問題に関する調査検討委員会が指摘してございますけれども、まず、リスク分析手法が不十分だったということが挙げられております。リスク評価とリスク管理をそれぞれ同じ省庁が実施しているということ、そして省庁相互の連携が不十分であること、また、国民とのリスクコミュニケーションの仕組みが不備であること、そういったことが指摘されております。また、BSEの発生原因がいまだに究明されておりませんで、早急に牛の飼育履歴などを検証するシステムの確立が求められております。

このような状況に対して、国では先月11日に、食品安全行政に関する関係閣僚会議で、食品のリスク評価を専門に行う食品安全委員会の設置、包括的な法律を制定し、リスク分析手法の導入を図ること。そして、関係法令の見直しを行うことが決定されて、現在、立法化に向けた準備が進められているというふうに承知しております。また、牛肉の飼育履歴などが確認できるようにするため、今年の秋の稼働を目指して準備を進めているとも聞いております。

一方、東京都の対応でございますが、まず今までの取組みということですが、都といたしましては、国と連携し、また、時には国をリードするような形で対策を進めてまいりました。昨年10月18日に全国一斉のスクリーニング検査が始まったわけですがけれども、それに合わせて、迅速性の原則、厳重管理の原則など、五つの原則を柱とした検査の東京ルールを定め、全ての牛のBSE検査を行って、市場の外にBSEの危険がある牛は決して出さないという体制を構築いたしました。現在、芝浦食肉市場では、毎日約350頭程度のBSE検査を実施しております。

さらに、都独自の取組みといたしまして、東京都の食肉市場に牛を搬入する場合、育成履歴書の提出を義務づけ、肉骨粉飼料の利用の有無などについて確認を行っております。

また、国に先駆けて特定危険部位の除去・焼却方針を打ち出し、実施してきております。さらに、BSEに関する正しい情報の提供のため、ホームページで随時情報提供を行っておりますが、さらに、パンフレットを作成して食肉販売店などに配布したところでございます。

次に、都としての課題でございますが、現在、BSEの確定検査は国が実施しております。より迅速に対応することが必要であると考えておりました、今後は都で行えるよう、体制について検討を進めていきたいと考えております。また、先ほど説明したように、すでに構築されている安全対策につきましては、今後とも着実に実施していきたいというふうに思います。

次は、ページをめくっていただきまして、牛肉をはじめとした食品の偽装表示への対応についてでございますが、雪印食品の牛肉の産地偽装は、商品選択の表示に信頼が持たなくなったというだけではなくて、牛肉の安全性への不安・不信と結びつけられて捉えられたということで大きな問題となりました。国は、雪印食品をはじめ、スターゼン、全農と立て続けに明らかになった偽装事件に立入調査を行って、改善指導を実施してまいりました。その結果、JAS法の表示制度に不十分な点があるということで、去る6月7日にJAS法の改正を行いまして、昨日の7月4日からは罰則を強化され、事業者名の公表が弾力化したところでございます。また、監視指導体制を充実するため、「食品表示110番」をまず国の機関である全国の農林水産消費技術センター、各地方農政局などに設置して、さらにそれを都道府県に協力も求めております。それから、消費者の協力を得る表示ウォッチャーによる監視を併せて行うということで進めております。

今後の課題といたしましては、一度揺らいだ表示の信頼性に対して、まだまだ多くの消費者が疑念を持っています。また、表示に対する不祥事が続いているなど、事業者のモラルの低下が懸念され、今後も表示偽装などの行為が繰り返される可能性があると考えざるを得ない。さらに、表示に関する法律はJAS法、食衛法など複数にわたっておりまして、わかりやすい食品表示の確立が求められております。これに対しまして、国においては、農林水産大臣の計画である「食と農の再生プラン」で、今後、消費者がいつでも食肉の生産・流通履歴が確認できる仕組みの構築について検討していくことが示されております。また、わかりやすい表示制度に向けて、厚生労働省と農林水産省が共同で食品の表示制度に関する懇談会を設置し、実質的に同じ内容でございますが、賞味期限と品質保持期限の整理などについて検討を進めるというふうに聞いております。

次に、都の対応でございますが、雪印食品の牛肉の産地表示の偽装が明るみになった段階で、いち早く立入調査等を実施いたしました。牛肉に関するＪＡＳ法並びに食衛法に基づく適正表示の徹底を行うため、２月２０日から３月末までの期間で緊急調査監視を実施いたしました。この緊急調査では、表示があるかないかだけでなく、初めて原産地表示の根拠についても調査を行いました。また、食品衛生法の所管である健康局とＪＡＳ法の所管局である生活文化局が連携いたしまして、原産地表示の調査を実施いたしました。この調査では、スーパーマーケット、デパート、専門小売店、食肉処理業者などに対して行ったわけですが、不適正な表示を行っていた事業者に対しては、文書等により指導を行いました。なお、この調査結果については、プレス発表をし、また、ホームページにも掲載し、広く都民に周知しております。

また、今回の一連の偽装表示を防止するため、ＪＡＳ法の表示制度の改善がさらに必要であることから、悪質な表示違反に対する直接の罰則の適用、指導権限の包括的な知事への権限の委譲、トレーサビリティなど社会的検証の法的整備について要望するとともに、食衛法とＪＡＳ法の表示事項の整合性を図ること、食品衛生法の表示事項の原産地を加えることなどを要望いたしました。

今後の都の課題につきましては、消費者の食品表示への不安を早急に解消すること。また、今後も偽装表示が発生する可能性があることから、それに適切に対応することなどというふうに考えております。そのため、今後の対応を検討するため、食品の流通状況について調査を行っていきたいと考えております。また、監視指導につきましては、より強化していきたいと考えており、今後とも原産地表示の根拠について、計画的に監視指導を徹底したいと考えております。また、監視指導を効果的・効率的に行うため、食品衛生監視員が食品衛生法に基づく監視指導を行う際に、ＪＡＳ法の調査も行えるようにすること。また、都民の協力を得る消費生活調査員の調査や、「食品表示 110番」の都民からの通報を契機とした調査を充実したいと考えております。

大変簡単でございますが、食品の安全・安心確保に関する都の取組みに関するご説明は以上とさせていただきます。

島田会長 ありがとうございます。ただいま二つの報告、１番目が東京都消費生活条例施行規則改正の経緯と今後の消費者行政の展開について、二つ目が食品の安全・安心確保に関する都の取組みについてでございます。ただいまの二つの報告につきまして、何かご質問やご意見がありましたら、どうぞご発言お願いいたします。いかがでございますよ

うか。

加藤委員 どうもありがとうございました。後のほうのご説明について、ちょっと意見というか、感想というか、お願いというか、質問も入っているかもしれません。

大変積極的に都民の不安を解消し、あるいは食品の安全を確保するための都の取組み、ご決意を伺って結構なことだと思っておりますが、東京の消費者団体が手をつないでおります東京消費者団体連絡センターが、5月の末に東京都に対する食品安全要望を出しておりますが、そこでは、やはり例のBSEの報告書などを契機に、非常に真剣に東京都の消費者団体がみんなで集まりまして、この問題をよく考えた上で、東京都における食品安全確保対策に係わる基本方針といったようなものをきちんとして、食品安全条例を制定することを要望しているのでございますけれども、その条例には何を希望しているかということ、やはりリスク分析をベースにして、特にリスクコミュニケーションの推進を具体的に消費者団体、あるいは公募する都民と生産者と事業者と利害関係者が参加する食品安全都民会議、仮にそういうふうな名前をつけてもいいのかもしれませんが、何かそういった合意を形成して、都民がそこから出てくる情報に対して安心できるような環境をつくってほしいと。それは、もちろん口だけではだめなわけで、当然、それが十分保証されなければいけないわけですが、そういった要望書が出ているわけですから、今いきなりこのことについてどうこうするというわけにはいかないと思うのですが、都としても、これを受け取った上で、今、どんなふうにお考えになっていらっしゃるのか伺えればありがたいと思います。

島田会長 いかがでございましょうか。

消費生活部長 確かに、都民の方々の食に対する不安というのは非常に強いものがあるというふうに思っております。したがって、要望も何か所かからいただいておりますが、私どもとしても、抜本的、全面的に見直しを検討しなければならないということで、今、検討の体制に入っているところでございます。条例を制定するかどうか、あるいは、そのこと自体が目的ではございませんから、食の不安を解消し、安全な食品をどう提供していくか、表示の適正化をどうするか、そういうことにつきまして全体として検討する体制ということでご理解いただきたいと思います。

加藤委員 実質的に要望書の内容が保証されればいいのかもわかりませんが、そのところは、やはり要望した団体と消費者行政との間でも十分コミュニケーションをとって、要望の内容が保証されるようお願いしたいわけです。

島田会長 そういうことでございますので、よろしく願いいたします。

ほかにございませんでしょうか。

河西委員 ただいま東京都の取組みについてのご報告をいただいたわけですが、これは補足で触れていただきたかったのですが、3月に条例改正が都議会で可決成立いたしました。その後、6月の第2回定例会で、担当委員会のほうから、JAS法の改正に伴って議員提出の形で意見書を出してございまして、これは委員会及びその後の本会議で全会一致でご賛同いただいているわけです。それについても、どこが報告をするのか。私がするのもおかしいので、そういう都議会の議員提出という積極的な行動もあったと。それについて、所管のほうから触れていただけたらありがたかったというか、補足的にご説明があったらお願いいたします。

島田会長 わかりました。いかがでございましょうか。

生活安全課長 都議会のほうでも積極的に取り組んでいただきまして、今回だけではなくて、前回のときにも意見書を提出していただきました。それと併せて、われわれも今週初めに国のほうに要望を提出してまいりました。以上でございます。

島田会長 ということでよろしいんでしょうか。

河西委員 その意見書の内容のコピーなりを用意すればよかったかなと思いますが、私、審議委員会のメンバーですのでちょっと用意してまいりませんが、機会があれば、またその全文もお目通しをいただきたいと思います。以上です。

島田会長 そのほか、どなたかご発言ございますでしょうか。

鍋島委員 2ページのところの都の対応の「五つの東京ルール」というのを教えていただきたいことが一つと、それから、3ページの一番下の最後のほうですけれども、これは今後の対応・方針のところですが、今後でなくても、今までのことでいいんですけれども、消費生活調査員と「食品表示 110番」の実態というのが、今お話しできる部分でいいんですけど、あれば教えていただきたい。

島田会長 質問ということでございますが、お願いします。

食品医薬品安全部長 健康局からご説明させていただきます。

これは芝浦のほうの食肉衛生検査所でやっているものでございまして、いわゆる全頭検査に伴って一定のルールを定めたといいまししょうか、そういうものでございます。中身的には、一つは、その日のうちに入荷した牛の検査を行って、原則としては、その日のうちに結果を出すという、そういう迅速性の原則であるとか、それから、厳重管理の原則とい

いますけれども、陰性が確定するまでは市場に出回らないように中できちんと保管をするというもの。それから、対象範囲の中で、管理の対象となるのは、スクリーニング検査の中で陽性となった牛の肉であるとか、内臓等の全ての部分であるとか、これは当たり前のことですけれども。また、特に解体に当たっては、使用した器具とか、ほかの肉に危険部位が付着しないように十分洗浄を行うとか、これはやっていたことですが、それを改めてそのような原則をつくって公表したということでございます。そのほかには、公表の原則とか、関係各局が連携する連携の原則といったものがありまして、全部で五つの原則ということでございます。

企画調整課長 消費生活調査員と「食品表示 110番」のことについてご説明申し上げます。

消費生活調査員制度というのは、今年新たに発足をいたしました制度でございまして、都民 500人の方を、区市町村にお願いをいたしまして、その地域に根ざした活動をなさっている、また、食品の関係について非常に興味を持っておられる方をご推薦をいただきまして、生活文化局長が調査員を委嘱するという形で発足をいたしましたものでございます。

500人を、200人の方には法定の義務表示について調査をしていただくグループ。それから、200人の方につきましては、景品表示法などによります不当表示、いわゆる誇大広告がないかというような、消費者を紛らわすような表示がないかというようなところをフィールドにやっていただくグループ。そして、残りの100人の方につきましては、計量の調査員ということで、量目に違反がないかという計量法の視点からの調査をしていただく。その三つのグループに分けまして、現在、説明会を全部終了いたしまして、今月、第1回の調査に向けての準備を進めているところでございます。従来、いろいろな活動をしていただきました都民の皆様にも、さらに少し勉強していただきまして、私どもの目が行き届かない日常の生活の中でお気づきになったこと、また、テーマを決めまして、年間6回ほど、詳細なやり方に従った同じ方法で都内全域の調査をしていただくというものでございます。これは、立入権限を持ったわれわれの立入調査とは違いまして、都民の目で自主的に見ていただくという部分がございますので、問題があったものを通報いただきましたらば、職員との調査につなげる端著とする、そういう趣旨の制度でございます。

また、「食品表示 110番」につきましても、これは随時気がついたところで、専用ダイヤルをホームページ等で公開しておりますが、こちらにご通報いただきまして、その個別案件について私どもが出向いて行って調査をする、そういうような趣旨のものでござい

す。

島田会長 ありがとうございます。鍋島委員、よろしゅうございますか。

鍋島委員 この110番というのは前からやっているのですか。やっているのだとしたら、年間大体どのくらいあったものなのか、これからやるのか。

企画調整課長 これは3月からスタートさせたものでございまして、まだ実績といたしましては日に数本というようなところで、また、中身も、それから非常に大きな違反が見つかったというようなものではございません。また、専用電話ではございますが、事業者の相談のようなものもあったり、事前にいろいろな意味で表示について広い意味でのご相談を受けたり、また、疑問にお答えするというような役割も果しております。

島田会長 よろしゅうございますか。それでは、そのほか。

鈴木委員 ちょっとお尋ねしたいのですが、昨日、大阪で、賞味期限がはるかかなたにあったものが使われてやったという事例、これはあってはならないことですが、仮にこういうあってはならないことが都内であったとして、これは法的にどうなのか。それとも、東京都の場合、これはどういう形で処理をされていかなければならない問題なのか。こういう機会でございますので、ちょっと具体的に教えていただきたいと思います。

島田会長 いかがでございますでしょうか。

鈴木委員 基本的でいいですよ。

島田会長 ご質問は仮定の話でございますので、具体的にということではなくて、一般的にどう対応することになるのかというような話でよろしいかと思いますが。

食品医薬品安全部長 実は、JAS法と食品衛生法と両方絡むのですけれども、従来のやり方では、現実には、その場で指導して、それは売らせないという、そういう指導をするだけでございます。

鈴木委員 簡単なことなんですね。昨日のニュースは、えらい報道のされ方をしているというふうに、われわれ消費者としては、ものすごいショッキングな受け取り方をするわけです。それだけでよろしいわけですか。

食品医薬品安全部長 従来、かなりうっかりして延びているとか、あるいは行ってシールを見たときに翌日のシールが先づけですでに貼ってあったとか、そういうものがほとんどございまして、直接的にそれが人の健康に被害を与えるということであれば別ですけれども、通常はそういった指導で済ませてきておりました。最近は特に目立っておりますので、報道は盛んに報道されているという現状だと思います。

鈴木委員 昨日の場合は、故意・過失のうちの故意なんです。意識的にやったというわけでしょう。わかっているわけですから、その辺のペナルティーとか、そういうものは現状ではどうなんですか。あれは明らかに故意ですね。

消費生活部長 食肉の場合、パッケージに入れた場合は賞味期限を書かなければいけないということになっているのですが、確かに間違えて入ってしまったとか、そういう場合はともかくとしても、もし重大な故意があるとすれば、JAS法上はやはりその後、指導して、その指導に従わなければ指示をする。今、法が変わりましたので、指示に従わなければ命令をする。命令に従わなければ処罰を与える、罰則を与える、こういう手続になっております。従来のJAS法は、指示をして従わない場合は公表するというのが間に入っていて、公表をしても、それでもなおかつ、その後で命令をするということになっていました。ただ、その公表の部分が今度の制度改正で取れまして、公表が制度の中から抜けました。ということは、今までは指示をしても、その指示に従わない場合は公表ができなかったのですが、制度から抜けましたので、指示をしても、場合によっては直ちに公表ができるということになりました。

ちなみに、東京都知事の権限は、JAS法の場合は指示まででございまして、先ほど河西委員からお話があったけれども、議会からも私どもも要望しております知事の権限をよこせというのを要望しておりますのは、指示だけではなくて、その後の命令についても東京都の権限にしてほしいと。あるいは、エリア的な制限があるものについても、東京都に関わるものはやらせてほしいと、こういう要望をしているところでございます。

島田会長 そういうことでございます。よろしゅうございましょうか。

鈴木委員 結構です。

食品医薬品安全部長 先ほど申し上げましたのは、通常そうやっているということでございまして、やはりそれに従わない場合には、当然、罰金等の処分がございまして。

島田会長 よろしゅうございましょうか。そのほか、ご発言ございませんか。よろしゅうございましょうか。

それでは、いろいろ貴重なご発言、まことにありがとうございました。今後の都における消費者行政の参考にしていただきたいと思います。

そのほか、皆様方からご質問、ご意見等がございましたらご発言いただきたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終わらせていただきたいと思います。長時

間ご審議いただきまして、ありがとうございました。

午後 2 時40分閉会